

## 仕 様 書

### 1 業務名称

子育て世帯への食を通じたつながり支援事業にかかる食品拠点業務

### 2 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 3 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響で生活が厳しい状況になるなど、支援につながっていない又はつながりの希薄な子育て世帯を、食品等の提供を通じて、地域や行政等につなげる民間団体の取り組みを支援する。

### 4 業務内容

受託事業者は、主に市内の食品メーカー等より食品等の無償提供を受け、適切に保管するとともに、神戸市の指定する地域において食支援を行う民間団体（以下、「食支援団体」という）へ配送を行う。詳細は以下の通り。

#### ①食品提供企業等開拓業務

##### (1) 食品等を提供いただける企業等の開拓

主に市内の食品メーカー等に対し、本事業の趣旨説明を行い、受託事業者が用意する食品等の保管・配送拠点（以下「食品拠点」という。）に、食品等を提供いただける企業等（以下、「食品提供企業等」という）を開拓する。

なお、食品提供企業等からの食品提供に際しては、食品提供企業が食品拠点に配送することを原則とする。

##### (2) 継続的に提供してもらえるような仕組みづくり

食品提供企業等に継続的な提供してもらえるような取り組みを行う。

#### ②食品拠点業務

受託事業者は、農林水産省が公表している別紙「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」（以下「手引き」という。）に示されている「フードバンク活動団体」の役割に準じた業務を行う。（衛生管理のための点検表、提供食品の取扱いに関する記録等の作成を含む。点検表、記録表等の様式については別紙手引きの記載例3及び5～7を参考とし、神戸市と協議の上、作成する。）

##### (1) 入庫処理

食品提供企業等と食品等の荷受け日時等を調整し、食品拠点への入庫処理を行う。

なお、必要に応じて、神戸市において別途確保した食品等についても、入庫することがある。

##### (2) 食品提供企業等への食品等の引き取り

食品提供企業等がやむを得ず食品拠点まで配送いただけない場合は、神戸市の事前承諾を得た上で、食品提供企業等まで食品等を引き取りに行く。

##### (3) 適切な保管

手引きに基づき、提供食品等の品質が保持されるよう適切に食品等を保管する。

##### (4) 食支援団体への配送

受託事業者は、食支援団体と調整の上、配送量、配送日を決定する。（配送は、週1回を原則とする）

##### (5) その他の食支援を行う団体への食品提供

(4)の食支援団体に配送してもなお、食品等に余剰が生じた場合には、神戸市と協議

の上、必要に応じて他の食支援を行う団体へ食品を提供（配送を含む）する。

③神戸市との協議、連絡調整に関する業務

受託事業実施に必要な事項については、適宜連絡調整を行うこと。

5 関係者間の合意書の作成・保有

(1) 食品提供企業等との間における合意書

食品提供企業等、受託事業者及び神戸市は、食品の提供又は譲渡に係る食品の取扱いについて、合意書例1を参考に次に掲げる事項を記載した合意書を作成し、互いに保有するものとする。

ア 食品提供事業者における提供食品の品質確保に関する事項

イ 受託事業者における転売等の禁止に関する事項

ウ 受託事業者における提供食品の品質管理に関する事項

エ 受託事業者における提供食品の取扱いに関する情報の記録及び保存並びに食品提供事業者に対する結果の報告に関する事項

オ 提供食品の品質に関わる責任の所在に関する事項

カ 提供食品に係る事故発生時における対応に関する事項

キ 受取先の範囲

ク 合意書の有効期間

(2) 食支援団体との間における合意書

食支援団体及び受託事業者、神戸市は、食品等の譲渡に当たり、合意書例2を参考に次に掲げる事項を記載した合意書を作成し、互いに保有するものとする。

ア 保存の方法、消費期限や賞味期限、アレルギー等に関する事項

イ 受取先内での消費の原則及び消費の記録に関する事項

ウ 転売の禁止又は制限に関する事項

エ 提供食品の品質に関わる責任の所在に関する事項

オ 食品に係る事故発生時における対応に関する事項

カ 受取先における提供食品の情報の取扱いに関する事項

6 業務履行にあたっての事項

(1) 本業務の委託料は、その活動の結果や成果に対して支払うものであり、受託事業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、すべて契約金額に含まれるものとする。神戸市は契約金額以外の費用を負担しない。

(2) 受託事業者は本仕様書に基づき、本業務の履行、活動の内容等に関しては、神戸市と十分協議して業務を実施するとともに、定期的に進捗状況を報告すること。

(3) 受託事業者は、契約締結後速やかに本業務委託にかかる実施日程及び具体的な実施方法についての調整を行うため、神戸市と事前の打ち合わせを行い、実施計画について神戸市の承諾を得ること。

(4) 本仕様書に定めのない事項または作業内容に疑義が生じたときは、両者が協議してこれを処理するものとする。また、別紙「暴力団等の排除に関する特記仕様書」及び「特記仕様書」並びに「著作権に関する特約条項」の定めに従うこと。

7 全体の業務報告

・委託期間終了後すみやかに、実施業務の内容、成果及び課題等についてまとめた業務報告書を神戸市に提出すること。（報告書作成費も委託料に含む。）

・成果品は原則としてA4サイズとし、データでの納品とする。

## 8 留意事項

### (1) 再委託について

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、神戸市の承諾を得たときはこの限りではない。

### (2) 著作権の帰属

本業務により作成された成果物等の著作権は、神戸市に帰属するものとする。ただし、委託前から受託事業者の構成員が有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は事前に神戸市に承諾を得るものとする。

### (3) 秘密の順守

受託事業者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (4) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、神戸市と受託事業者とが協議して定めるものとする。

### (5) 第三者の権利侵害

受託事業者は神戸市に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。

## 9 担当課

神戸市こども家庭局こども未来課

〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館7階

TEL : 078-322-5213

電子メール : [kobe\\_kodoomirai@office.city.kobe.lg.jp](mailto:kobe_kodoomirai@office.city.kobe.lg.jp)

(合意書例1)

食品等の提供・譲渡に関する合意書

食品拠点業務受託者〇〇〇（以下「甲」という。）、食品提供企業等△△△（以下「乙」という。）及び神戸市（以下「丙」という。）は、子育て世帯への食を通じたつながり支援事業により、丙が乙から提供される食品等（以下「提供食品等」という。）を、受領、管理及び譲渡するにあたり、以下のとおり合意する。

1 食品等の提供

乙は、甲及び丙と協議の上、提供する食品等の種類や量、配送方法や納期を検討し、丙に対しこれを提供するものとする。なお、提供された食品等は、丙の委託に基づき、甲において受領、管理する。

2 提供食品等の品質確保

乙は、食品衛生法その他関係する法令に適合（消費期限又は賞味期限内であることを含む。）する食品等を丙に提供するものとする。

3 提供食品等の品質管理

甲は、提供食品等の品質が保持されるよう適切に取扱うものとする。丙は受取先である食支援団体に対しても適切に取り扱うよう指導するものとする。

4 転売等の禁止

甲は、提供食品等を転売せず、金銭その他の有価物と交換をしないものとする。

5 提供食品等の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告

甲は、提供食品等の取扱いに関する情報を記録し、丙に提出する。丙は、これを5年間保存するものとする。また、乙が希望する場合、乙に対し、提供食品等の譲渡の結果について報告をするものとする。

6 責任の所在

- (1) 提供段階及び消費期限又は賞味期限までの提供食品等の品質については、原則、乙において品質を保証するが、提供後の保存方法や消費期限又は賞味期限の遵守については、甲の責任において管理すること。
- (2) 食品衛生上の問題については、提供前の原因によるものは乙の責任、提供後の原因によるものは甲又は提供食品等の受取先の責任とする。

7 提供食品等に係る事故発生時における対応

甲、乙及び丙は、提供食品等に係る事故が発生した場合、甲、乙及び丙又は関係する第三者によって行われる調査の結果に基づいて、適用される法令等に従い、原因究明や事後の対応、再発防止策等について、別途誠実に協議するものとする。

8 提供食品等の受取先の範囲

丙は、社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他生活支援を必要とする個人の支援を目的とする団体を通じて、食品等を譲渡するものとする。

9 合意書の有効期間

本合意書の有効期間は、令和5年3月31日までとする。

本合意の証として、本合意書3通を作成し、互いに記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 住 所  
名 称  
代表者名

㊟

(乙) 住 所  
名 称  
代表者名

㊟

(丙) 住 所  
名 称  
代表者名

㊟

## (記載例2)

### 食品等の譲渡に関する合意書

食品拠点業務受託者〇〇〇（以下「甲」という。）、食支援団体◇◇◇（以下「乙」という。）及び神戸市（以下「丙」という。）は、子育て世帯への食を通じたつながり支援事業における、丙の乙に対する食品等提供企業から提供された食品等（以下「提供食品等」という。）の譲渡に関して、以下のとおり合意する。

#### 1 食品の譲渡

丙は、甲において管理する提供食品等を、乙に譲渡する。

甲は、提供食品等について、乙の希望を考慮して、譲渡する食品等の種類や量、配送方法や納期を検討し、乙に対しこれを配送するものとする。ただし、甲から乙への配送については、原則として週1回とする。

#### 2 提供食品等の品質確保

甲は、食品衛生法その他関係する法令（消費期限又は賞味期限内であることを含む。）を遵守するものとする。

#### 3 食支援団体における提供食品等の保存の方法及び消費期限又は賞味期限の厳守

乙は、提供食品等の品質が保持されるよう適切に保存するものとし、定められた消費期限又は賞味期限を厳守するものとする。また、丙は乙に対して提供食品等を適切に取り扱うよう指導することができるものとする。

#### 4 食支援団体における提供食品等の転売等の禁止

乙は、提供食品等を転売せず、金銭その他の有価物と交換をしないものとする。

#### 5 食支援団体における提供食品等の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告

乙は、提供食品等の取扱いに関する情報を記録し、丙に提出する。丙はこれを5年間保存するものとする。また、丙に対し、提供食品等の利用の結果を定期的に報告するものとする。

#### 6 責任の所在

(1) 譲渡段階及び消費期限又は賞味期限までの提供食品等の品質については、原則、甲及び食品提供企業等において品質を保証するが、譲渡後の保存方法や消費期限又は賞味期限の遵守については、乙の責任において管理すること。

(2) 食品衛生上の問題については、譲渡前の原因によるものは甲又は食品提供企業等の責任、譲渡後の原因によるものは乙の責任とする。

7 提供食品等に係る事故発生時における対応

甲、乙及び丙は、提供食品等に係る事故が発生した場合、甲、乙及び丙又は関係する第三者によって行われる調査の結果に基づいて、適用される法令等に従い、原因究明や事後の対応、再発防止策等について、別途誠実に協議するものとする。また、乙は提供食品等について事故等が発生した際には、食品提供企業等ではなく、まず丙に連絡するものとする。

8 食支援団体における提供食品等の情報の取扱い

提供食品等の製造・販売者名、食品の名称等に関する情報の公表や取材時における取扱いについては、丙に確認を行い、丙を通じて食品提供企業等からの指示に従うものとする。

9 合意書の有効期間

本合意書の有効期間は、令和5年3月31日までとする。

本合意の証として、本合意書3通を作成し、互いに記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 住 所  
名 称  
代表者名 ⑩

(乙) 住 所  
名 称  
代表者名 ⑩

(丙) 住 所  
名 称  
代表者名 ⑩